

NISAとは NISAは、2014年1月からスタートした個人投資家向けの制度です。特定口座や一般口座では上場株式等および公募株式投資信託の譲渡益・配当金・分配金に20.315%*が課税されますが、NISA口座なら非課税となり、税金面で大きな優遇が受けられることとなります。（下記、つみたてNISAも同様）
*上場株式等および公募株式投資信託の譲渡益・配当金・分配金等に対する税率20%と復興特別所得税0.315%の合計20.315%となります。

つみたてNISAとは つみたてNISAは、2018年1月よりスタートした制度です。制度上、年間40万円を20年間積み立てることにより、最大で800万円を非課税で運用することができます。月々一定額を少しずつ投資していく積立投資で、無理せず少額からはじめることができます。対象商品は、公募株式投資信託のうち、長期の積立、分散投資に適した一定の商品が対象となります。

NISA口座では譲渡益や配当金等が非課税になります！

NISA・つみたてNISA制度のポイント

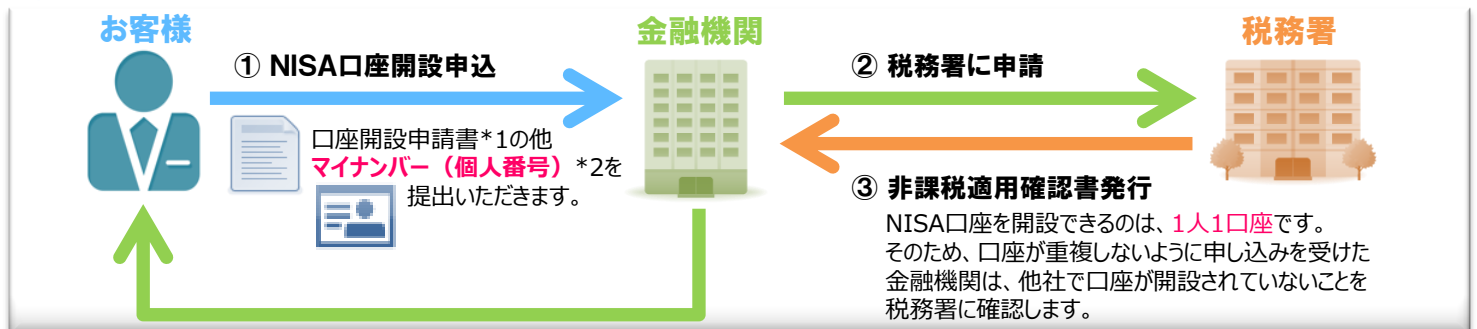
- 1** 上場株式*・公募株式投資信託の譲渡益・配当金・分配金が非課税になります。*NISAのみ対象
- 2** NISAにて運用した収益はそれぞれ投資を始めた年から**最長5年間**非課税になります。つみたてNISAにて運用した収益はそれぞれ投資を始めた年から**最長20年間**非課税になります。
- 3** NISA投資枠総額は**最大600万円**（年間120万円×5年間）になります。つみたてNISA投資枠総額は**最大800万円**（年間40万円×20年間）になります。
- 4** NISA口座の対象は、日本国内にお住まいの**満20歳以上***の方となります。*NISA口座を開設する年の1月1日時点
- 5** NISA口座の開設は、金融機関を変更した場合を除き、**1人1口座**となります。
※同一年において、NISAとつみたてNISAは、いずれか選択制となります。

※同一の勘定設定期間内であっても勘定を設定する金融機関を変更することができます。

※同一の勘定設定期間内であっても、非課税口座を廃止した後に、非課税口座の再開設をすることができます。

	NISA（非課税管理勘定）	つみたてNISA（累積投資勘定）
ご投資可能期間	2014年1月1日から2023年12月31日	2018年1月1日から2037年12月31日
非課税保有期間	5年間（最大2027年まで）	20年間（最大2056年）
お申込みできる方	非課税を受けようとする年の1月1日現在で20歳以上の居住者	
非課税対象	国内上場株式等の配当・譲渡益 国内株式投資信託の分配金・譲渡益	国内株式投資信託の分配金・譲渡益
途中売却	いつでも可能	

NISA口座を開設するには



*1 「非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」

*2 マイナンバー（個人番号）に加え、本人を確認できる書類として、運転免許証・健康保険証などの本人確認書類（1つまたは2つ）（有効期限が記載されていない書類等の場合は交付から6ヶ月以内のもの）をご提出いただきます。詳しくは非課税口座開設届出書にてご確認ください。

※弊社で取扱の銘柄については各営業店までお問い合わせください。



NISA口座（NISA・つみたてNISA）のご注意事項



NISA利用時のご注意事項

購入できる商品は上場株式、ETF、REIT、公募投資信託

当社においてNISAで購入できる商品は、国内金融商品取引所に上場している株式、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）および当社で取り扱いしている公募株式投資信託等となります。

配当金等を非課税にするには株式数比例配分方式を選択

上場株式の配当金やETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）の分配金は非課税となりますが、そのためには証券会社で配当金や分配金を受領する『株式数比例配分方式』を選択していただく必要があります。

つみたてNISA利用時のご注意事項

購入できる商品は、公募株式投資信託

当社において、つみたてNISAで購入できる商品は、当社で取り扱いしている公募株式投資信託のうち条件をすべて満たすものとなります。

つみたてNISAとNISAは選択制

つみたてNISAとNISAは選択制で、同一年に両方の適用は受けられません。また、変更を行う場合には、原則として一年単位となります。

定期かつ継続的な買付が必要

つみたてNISAを行う際には、つみたてNISAに係る積立契約（累積投資契約）の締結が必要となります。また、同契約に基づき定期かつ継続的な方法により対象商品の買付*を行う必要があります。
*購入月は毎月とし、毎月の購入金額は、1銘柄につき1,000円以上1,000円の整数倍の金額とし、最低購入金額の合計が10,000円以上30,000円以下となります。

ロールオーバーはできません

つみたてNISAでは、NISAと異なりロールオーバーができません。（NISAでは、5年の運用期間終了後、さらに翌年のNISA枠を使って5年間運用することが可能です。）

信託報酬等の概算値を年1回通知

つみたてNISAに係る積立契約（累積投資契約）により買付をした投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知いたします。

基準経過日における氏名・住所の確認

基準経過日（NISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）におけるNISA口座開設者の氏名・住所について確認が必要となります。また、確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間をいいます。）内に当該確認ができない場合には、つみたてNISA（累積投資勘定）による公募株式投資信託の受入れができなくなります。

NISA・つみたてNISA共通の利用時のご注意事項

特定口座等、他の口座との損益通算は不可

NISA口座では、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当金や分配金、譲渡所得との損益通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。また、東証上場外国株をNISAでお買付けされる場合、譲渡所得は非課税の対象となりますが、配当金については非課税の対象となりません。

特別分配金はそもそも課税の対象外

株式投資信託において、普通分配金は投資信託の元本の運用により生じた収益から支払われる利益であり、NISA口座では非課税となる一方、特別分配金（元本払戻金）は、投資した元本の一部払い戻しにあたるため、そもそも課税の対象ではありません。特別分配金が支払われても非課税枠の再利用はできません。

一度売却した場合の非課税枠の再利用は不可

NISA、つみたてNISAの利用限度額（非課税枠）はそれぞれ一人年間120万円、40万円とされており、利用額は買付代金で計算されますが、NISA口座で保有している有価証券を一度売却すると、その非課税枠の再利用はできません。

残った非課税枠の翌年以降への繰越は不可

年間のNISA、つみたてNISAでの利用がそれぞれ120万円、40万円に満たない場合、非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。

【手数料及びリスクについて】■本広告に記載している内容は、当社のサービスに関する内容です。■今後、本広告の記載内容が変更となる可能性があります。（本広告は2018年4月27日現在の内容です）■当社で取り扱う商品等へのご投資には各商品等に所定の手数料等（国内株式取引の委託手数料は、約定代金に対して最大（税込）1.19664%【2,700円に満たない場合は2,700円（現物取引買付および信用取引売買）】、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入手数料および信託報酬等の諸経費等）をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じる恐れがあります。商品ごとに手数料およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、および目論見書等をよくお読みください。■ご投資の最終決定は、お客様ご自身の判断で行ってください。■税務の詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

創業明治6年 これからも お客様とともに 高木証券株式会社 

商号等：高木証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第20号 加入協会：日本証券業協会 高木証券ホムページ：<http://www.takagi-sec.co.jp/>